

協定期間の延長について

協定期間が令和8年3月31日で満了することに伴い、森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該期間の延長を決定する。

記

- 1 延長期間
令和9年3月31日までの1年間